

第9回山形家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成20年1月30日(水)午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催場所 山形家庭裁判所第1会議室(5階)
- 3 出席委員 井上知子, 遠藤正明, 倉岡憲雄, 小池充夫, 高橋誠一郎, 滝澤孝臣
(委員長), 光岡弘志, 門間建夫(五十音順)
- 4 列席職員 菊池廣司事務局長, 関口実首席家裁調査官, 中村英夫首席書記官,
高橋弘人事務局次長, 阿部朋巳総務課長

5 議事要旨

- (1) 山形家庭裁判所長・委員長あいさつ
- (2) 新任委員自己紹介
- (3) 議題

ア 「家事・少年事件の概況」について

基本統計表の説明

山形家庭裁判所作成の家事・少年事件基本統計表に基づき, 近年の数値及び平成19年度の数値に基づいて, 山形家庭裁判所管内の事件概況について説明がなされた。

イ 「被害を考える教室」について

担当者から, 家庭裁判所では, 再非行防止を目的として, 万引という比較的軽微な事件でも初期段階での十分な指導が重大であるとの考えから, 再非行の抑止効果が高く, 被害者の立場を理解させる「被害を考える教室」を実施しているとの説明がなされた。

< DVDの視聴 >

東京家庭裁判所が作成した「被害を考える教室」のDVDを視聴した。

ウ 「家庭・少年友の会」について

担当者から, 事件当事者等への様々な援助を目的として, 全国で組織化が進んでおり, 山形でも設立に向けて準備中であり, 委員の方々の御協力

を賜りたい旨の説明がなされた。

<ア～ウに関する主な意見>

少年事件における「被害を考える教室」は、自分の行為の結果を理解させることが重要であり、意欲的な試みだと思う。ただ、相手に共感できる人には有効だが、そうでない人には有効とまではいえないだろう。

そもそも、発想の前提として、誰も困らなければ何をしてもいいのかというものではないはずで、自分の振る舞いが社会の中でどうあるべきなのか、どういうことが正しいのかということを理解させる、本筋はこちらにあると思う。

エ 「裁判員制度広報活動の取組状況」について

担当者から、山形の裁判所の取組状況として、企業訪問、ミニフォーラム、裁判所見学、出前講義、裁判員の模擬選任手続き及び模擬裁判の実施状況等の報告がなされた。

<主な意見>

裁判員として裁判に参加することは、山形県知事が言うように国民の義務として捉えるのではなく、権利として参加するようになるように意識改革につながる取組を検討すべきである。

もし裁判員になったら逆恨みされるのではないかと等々の不安はある。しかし、覚悟を伴うことではあるが、あるべき姿について自分の考えをきちんと表明していくことは重要と考える。

逆恨みの話題が出たが、裁判官が逆恨みされて襲われるということはほとんどない。また、裁判員のプライバシーは徹底して保護するようになっている。

裁判所に、一步も足を踏み入れたことのない人にとっては、裁判所は遠い存在である。

企業訪問を174社も実施したのは素晴らしいと思う。

陪審制度が導入された初期の昭和10年頃、東北で養父殺しの事件が係属し、無罪の判決を出し、控訴院で一般の人の判断もまんざらでもないと話題になったことがあった。裁判員制度についても、実績を積むことにより、親しみを感じてもらえるようになり、不安を取り除くことになる。淡々とPRをしてもらうしかない。裁判官が裁判員をうまくリードしていくことが求められる。

裁判員制度については、国民の主体性をもっと覚醒させるような広報が必要だと思われる。これからは、権利として参加するのだという意識を持つよう広報する必要がある。裁判というのは、一方的に被告人を断罪するのではなく、証拠に基づいて公正に行うものであり、逆恨みされるようなものに関わるという認識ではなく、被告人もそれを理解するものなのだというシステムを分かってもらう必要がある。裁判員の職責を正しく理解してもらえれば、誇りと自覚をもって、喜んで参加してもらえると思う。

裁判に関与するということが、民主性や主体性につながり、モラルの回復にもつながるとと思われる。

裁判員として参加した場合は、職場の上司から肯定的な評価や、ねぎらいの言葉を掛けてもらうようにしてもらいたい。

山形地方検察庁でも広報の取組をしており、平成20年に入ってから、23の広報行事に取り組んでいる。また、山形地検独自の広報キャラクターを職員から募って作成し、今後の広報活動に用いる予定である。

山形県弁護士会では、3月1日に裁判員模擬裁判を行う予定であり、ゲストとして女優の小林綾子を呼ぶ予定である。また、法教育の委員会を立ち上げ、法教育と裁判員制度をリンクさせながら、積極的な広報を行う予定である。

(4) 次回の予定

裁判員制度に関して，委員が模擬評議を体験する。

6 次回期日

平成20年7月7日(月)午後1時30分から午後4時まで